

令和8年7月
(書面開催)

令和8年度 総 会 議 案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。



札幌市民憲章推進会議

- (1) 議案第 1 号 令和 7 年度 事業報告
- (2) 議案第 2 号 令和 7 年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (3) 議案第 3 号 令和 7 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (4) 報告第 1 号 令和 7 年度 監査報告
- (5) 議案第 4 号 令和 8 年度 事業計画（案）
- (6) 議案第 5 号 令和 8 年度 一般会計歳入歳出予算（案）
- (7) 議案第 6 号 令和 8 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算（案）

< 参考資料 >

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議構成団体名簿

札幌市民憲章推進会議会則

令和7年度事業報告（一般会計・特別会計）

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

1 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、地域住民により行われる市内の街区公園等に設置している札幌市民憲章花壇（札幌市民憲章制定20周年記念花壇5か所及び五輪花壇1か所）への花苗の植込み作業を支援している。

令和7年度においては、植込みが行われた6か所の地域団体に対し、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。（事業費166,770円）

花壇	所在地等	支援内容
札幌市民憲章制定 20周年記念花壇	北27条公園通り （北区北26条西6丁目）	植込みを実施する地域団体に対し交付金を支給（20,000円×5団体）
	やなぎ公園 （白石区平和通5丁目北）	
	発寒河畔公園 （西区琴似4条3丁目）	
	元町公園 （東区北22条東19丁目）	
	真栄みつば公園 （清田区真栄5条4丁目）	
五輪花壇	東7丁目緑地 （中央区北1条東7丁目）	花苗・土・肥料を現物提供 （66,770円）



2 札幌市民憲章実践者の表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。例年、札幌市民憲章が制定された11月に表彰式を実施している。

令和7年度は、令和7年11月28日（金）に札幌市役所本庁舎にて表彰式を開催し、下表の11団体・6個人を表彰した。（事業費195,927円）

	被表彰者（五十音順）	推薦者
団 体	おはなしぐるーぷ・ハッチ	八軒中央連合町内会
	札幌市スポーツ救護赤十字奉仕団	一般財団法人札幌市スポーツ協会
	札幌市赤十字奉仕団 北白石分団	札幌市赤十字奉仕団
	札幌市無線赤十字奉仕団	一般財団法人札幌市スポーツ協会
	札幌市理学療法赤十字奉仕団	一般財団法人札幌市スポーツ協会
	札幌市立真駒内曙中学校	真駒内地区連合会
	札幌市立真駒内中学校	
	三晃町内会	前田連合町内会
	社会福祉法人とらくろ	札幌市商店街振興組合連合会
	東月寒まちづくり協議会「童夢」	株式会社ジェイコム札幌
	まこまない盆踊実行委員会	真駒内地区連合会
	簾舞一区町内会	簾舞地区まちづくり連合会
個 人	重本 勇人	公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会
	高橋 照子	公益社団法人心の里親会・奨学会
	千葉 悟	幌西地区連合町内会
	津田 恭圓	札幌市仏教連合会
	寺岡 秀晃	札幌市商店街振興組合連合会
	新倉 光男	公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会



3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

札幌市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、北1条通沿い（西1丁目～西14丁目）において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加した。（事業費0円）

実施日	参加団体数	参加者数
令和7年6月27日（金）	106団体	約1,100人
令和7年10月24日（金）	雨天のため中止 ※107団体、約1,000人から申し込みあり	



4 「ミニさっぽろ2025」の共催

「ミニさっぽろ」は、子どもたちが職業体験や消費体験を通して、社会の仕組みを学んでいくとともに、自分たちの暮らす街を自分たちで責任を持ってつくっていく市民自治の意識を育てるイベントであり、当会議は、札幌市、さっぽろ青少年女性活動協会などとともに、ミニさっぽろ実行委員会として会に参画し、ミニさっぽろの開催を支援するとともに、子どもへの札幌市民憲章の普及啓発を行っている。

令和7年度に開催した「ミニさっぽろ2025」では、負担金を支出して開催を支援したほか、参加した子どもたち全員に配布された仕事情報誌（アルキタ）内において、札幌市民憲章や札幌市民憲章制定60周年を契機として新たに作成したロゴマークを掲載し、札幌市民憲章の周知・啓発を図った。（負担金100,000円）

「ミニさっぽろ2025」概要

(1) 主催

ミニさっぽろ2025実行委員会

(2) 開催日時

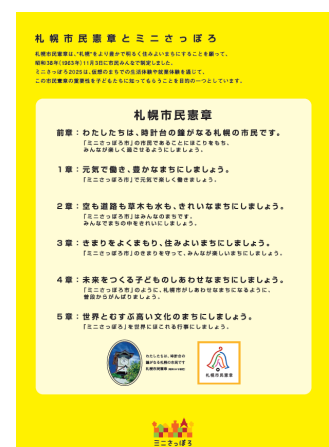
令和7年10月4日（土）～10月5日（日）9時～17時

(3) 会場

アクセスサッポロ（白石区流通センター4丁目3-55）

(4) 対象者

札幌市内及び近郊の小学校3・4年生



5 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の心を育てる活動を行っている法人であり、実践者を表彰する「小さな親切実行章」、作文コンクール、ごみ拾い運動などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、札幌市民憲章の理念の推進に資するこの法人の活動を支援している。

(賛助会費10,000円)

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。

(事業費6,798円)

6 会議の開催

令和7年度の常任委員会及び総会は、書面決議により開催した。

(1) 第1回常任委員会（書面決議）

ア 書面表決書集計期間

令和7年6月4日（水）～令和7年6月18日（水）

イ 書面表決回答者

全役員43名

ウ 議事内容及び結果

令和6年度事業報告・決算報告・監査報告、令和7年度事業計画・予算案及び役員の改選について審議し、全て全会一致により可決された。

(2) 総会（書面決議）

ア 書面表決書集計期間

令和7年7月3日（木）～令和7年7月18日（金）

イ 書面表決回答者

202名（総会員数258名）

ウ 議事内容及び結果

第1回常任委員会と同様の議案について審議し、全て過半数の賛成をもって可決された。

令和7年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 会 費	470,000	439,000	△ 31,000	賛助会費(個人80口、団体399口)
2 交 付 金	67,000	67,000	0	札幌市からの交付金
3 繰 越 金	776,644	776,644	0	令和6年度からの繰越金
4 雑 入	0	372	372	預金利息等
合 計	1,313,644	1,283,016	△ 30,628	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事 業 費	605,000	545,225	△ 59,775	
1 会 議 費	70,000	65,730	△ 4,270	総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	535,000	479,495	△ 55,505	推進活動費 362,697
				花壇植込 166,770
				普及啓発費 0
				実践優良者表彰関係費 195,927
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 116,798
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 } 6,798
				心の里親会作文コンクール負担金 }
				ミニさつぼろ2025負担金 100,000
2 事 務 局 費	20,000	20,862	862	事務費、振込手数料等
3 予 備 費	688,644	0	△ 688,644	
4 繰 越 金	0	716,929	716,929	令和8年度への繰越金
合 計	1,313,644	1,283,016	△ 30,628	

令和7年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	628,203	628,203	0	令和6年度からの繰越金
3 雑 入	10	1,077	1,067	預金利息等
合 計	628,213	629,280	1,067	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業費	200,000	0	△ 200,000	
(1) 札幌市民憲章板補修費	200,000	0	△ 200,000	
2 予 備 費	100,000	0	△ 100,000	
3 繰越金	328,213	629,280	301,067	令和8年度への繰越金
合 計	628,213	629,280	1,067	

令和7年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の令和7年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 8 年 6 月 15 日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

泉 善行 

令和 8 年 6 月 16 日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

関根 治彦 

令和 8 年度一般会計事業計画(案) (一般会計・特別会計)

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 札幌市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。〔令和 8 年11月実施予定〕

2 「ミニさっぽろ2026」の共催

令和 8 年度に開催予定の「ミニさっぽろ2026」において、札幌市民憲章の普及・啓発に効果的な事業を行う。（子ども未来局や公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会と連携事業について調整中。）〔令和 8 年10月 3 日、4 日実施予定〕

3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北1条通沿い（西1丁目～西14丁目）において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。〔令和 8 年 6 月26日（金）及び令和 8 年10月頃実施予定〕

4 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章花壇（札幌市民憲章制定20周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所）に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 札幌市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展やデジタルサイネージへのPR映像の放映等の方法により、札幌市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。〔実施時期未定〕

6 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状 3 枚と盾 3 基を提供する。

7 屋外市民憲章板の補修（周年記念行事等特別会計事業による事業）

市内 6 か所の市民憲章制定20周年記念花壇等に設置されている市民憲章板について、必要に応じて補修作業等を実施する。〔必要に応じて随時実施〕

令和8年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	令和7年度 予算額(A)	令和8年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 会 費	470,000	440,000	△ 30,000	・賛助会費
2 交 付 金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰 越 金	776,644	716,929	△ 59,715	・令和7年度からの繰越金
4 雑 入	0	300	300	・預金利息等
合 計	1,313,644	1,224,229	△ 89,415	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	令和7年度 予算額(A)	令和8年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事 業 費	605,000	631,000	26,000	
1 会 議 費	70,000	70,000	0	・総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	535,000	561,000	26,000	・推進活動費 444,000
				花壇植込 164,000
				普及啓発費 100,000
				実践優良者表彰関係費 180,000
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				・負担金補助及び交付金 117,000
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担 5,000
				心の里親会作文コンクール負担金 2,000
				ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事務局費	20,000	20,000	0	・事務費(振込手数料等)
3 予 備 費	688,644	573,229	△ 115,415	・市民憲章板補修費等
合 計	1,313,644	1,224,229	△ 89,415	

令和8年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位：円)

科 目	令和7年度 予算額(A)	令和8年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	628,203	629,280	1,077	・ 令和7年度からの繰越金
3 雑 入	10	1,000	990	・ 預金利息等
合 計	628,213	630,280	2,067	

【歳出の部】

(単位：円)

科 目	令和7年度 予算額(A)	令和8年度 予算額(B)	増減 (B)－(A)	備 考
1 事業費	200,000	200,000	0	・ 市民憲章板補修
2 予 備 費	100,000	100,000	0	・ 事務費（資料作成等）
3 繰越金	328,213	330,280	2,067	・ 令和9年度への繰越金
合 計	628,213	630,280	2,067	

參考資料

札幌市民憲章推進会議 役員名簿

(敬称略)

役職名	団 体 名	職 名	氏 名
議 長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	安田 光春
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	尾崎 茂樹
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	勝田 直樹
〃	札幌市議会	議長	長内 直也
常任委員長	NPO法人さっぽろ時計台の会	会長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市P T A協議会	会長	高原 周作
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	近藤 浩
〃	札幌交通安全連合会	会長	齊藤 穰
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	阿部 佳央
〃	札幌市学校教護協会	理事長	石井 貴司
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	高埴 則嗣
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	常務理事	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	会長	新津 智哉
〃	札幌市仏教連合会	会長	田中 清元
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	北島 善夫
〃	札幌地区防犯協会連合会	会 長	山内 睦夫
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	小山 章司
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	事務局長	長谷川 敏郎
〃	JCOMマーケティング株式会社	北海道総支社長	藤田 研
〃	日本放送協会札幌放送局	局 長	亘 晋吾
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	平野 道雄
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役社長	堀井 友二
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	寺内 達郎
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	鶴井 亨
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	草野 和彦
〃	札幌市教育委員会	教育委員	佐藤 淳
〃	札幌市教育委員会	教育長	山根 直樹
〃	札 幌 市	市民文化局長	知野 学
〃	札 幌 市	中央区長	久道 義明
〃	札 幌 市	北区長	佐藤 伸二
〃	札 幌 市	東区長	神 賢寿
〃	札 幌 市	白石区長	長谷川 豊
〃	札 幌 市	厚別区長	清水 聡
〃	札 幌 市	豊平区長	茂木 秀則
〃	札 幌 市	清田区長	浅山 信乃
〃	札 幌 市	南区長	藍原 満
〃	札 幌 市	西区長	渋谷 洋幸
〃	札 幌 市	手稲区長	里 忠克
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	青山 智則
〃	札幌市小学校長会	会 長	関根 治彦

総数

43

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
札幌ライオンズクラブ
札幌中央ライオンズクラブ
札幌エルムライオンズクラブ
札幌アカシヤライオンズクラブ
札幌ポプラライオンズクラブ
札幌ライラックライオンズクラブ
札幌もいわライオンズクラブ
札幌クラークライオンズクラブ
札幌まるやまライオンズクラブ
札幌はまなすライオンズクラブ
札幌時計台ライオンズクラブ
札幌リバティライオンズクラブ
札幌しらかばライオンズクラブ
札幌新星ライオンズクラブ
札幌ロータリークラブ
札幌東ロータリークラブ
札幌南ロータリークラブ
札幌西ロータリークラブ
札幌幌南ロータリークラブ
札幌手稲ロータリークラブ
札幌北ロータリークラブ
札幌真駒内ロータリークラブ
札幌西北ロータリークラブ
北海道大学
北海道教育大学
札幌医科大学
北海学園大学
北星学園大学
藤女子大学
札幌大学
天使大学

団 体 名
札幌大谷大学
北翔大学
日本経済新聞社札幌支社
共同通信社札幌支社
時事通信社札幌支社
札幌姉妹都市協会
一般財団法人札幌市スポーツ協会
公益財団法人札幌市芸術文化財団
公益財団法人札幌国際プラザ
北海道肢体不自由児者福祉連合協会
札幌市文化財保護審議会
札幌市スポーツ推進委員会
札幌貿易協会
札幌市商店街振興組合連合会
一般社団法人定山溪観光協会
信金中央金庫北海道支店
札幌卸商連盟
札幌市農業協同組合
交通道德協会札幌支部
一般社団法人札幌ハイヤー協会
一般社団法人札幌地区トラック協会
北海道神社庁 札幌支部
カトリック札幌司教区
生長の家札幌教化部
天理教北海道教務支庁
公益財団法人北海道 Y M C A
一般社団法人札幌 Y W C A
札幌海洋少年団
日本ボーイスカウト 札幌地区委員会
ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会
北海道高等学校 P T A 連合会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道私立中学高等学校協会
札幌地区ラジオ体操連盟
札幌地方検察庁
札幌保護観察所
札幌少年鑑別所
札幌法務局人権擁護部
札幌人権擁護委員協議会
札幌家事調停協会
札幌市保護司会連絡協議会
札幌更生保護協会
札幌市青少年育成委員会連絡協議会
札幌市民生委員児童委員協議会
札幌市ＢＢＳ会
公益社団法人心の里親会・奨学会
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会
一般社団法人札幌市老人クラブ連合会
札幌市母子生活支援施設連合会
連合北海道札幌地区連合会
クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会
一般社団法人札幌市食品衛生協会
さっぽろ獣医師会
札幌公衆浴場商業協同組合
札幌美容協同組合
札幌理容協同組合
札幌クリーニング協同組合
公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会
白石区ふるさと会
本府地区町内会連合会
中央地区町内会連合会

団 体 名
東北連合町内会
苗穂連合町内会
東地区連合町内会
豊水地区連合町内会
西創成親和会
曙地区連合町内会
山鼻町内会連合会
幌西地区連合町内会
大通地区町内会連合会
西連合町内会
南円山連合町内会
円山町内会連合会
桑園地区連合町内会
宮の森大倉山連合町内会
鉄西連合町内会
幌北連合町内会
北連合町内会
新川さくら並木連合町内会
新琴似連合町内会
麻生連合町内会
篠路茨戸連合町内会
屯田連合町内会
新琴似西連合町内会
太平百合が原連合町内会
拓北・あいの里連合町内会
鉄東地区連絡協議会
北光連合町内会
北栄連合町内会
栄西連合町内会
栄東連合町内会
元町まちづくり連合会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
伏古本町連合町内会
丘珠連合町内会
札幌地区自治連絡協議会
苗穂連合町内会
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会
厚別中央町内会連合会
厚別南町内会連合会
厚別西町内会連合会
もみじ台自治連合会
青葉町自治連合会
厚別東町内会連合会
豊平地区町内会連合会
美園地区町内会連合会
月寒地区町内会連合会
平岸地区町内会連合会
中の島地区町内会連合会
西岡地区町内会連合会
東月寒地区町内会連合会
南平岸地区町内会連合会
福住地区町内会連合会
北野地区町内会連合会
清田中央地区町内会連合会
平岡地区町内会連合会
清田地区町内会連合会

団 体 名
里塚・美しが丘地区町内会連合会
澄川地区連合会
藻岩下地区連合会
真駒内地区連合会
藻岩地区町内会連合会
南沢地区町内会連合会
石山地区町内会連合会
芸術の森地区連合会
藤野地区町内会連合会
簾舞地区まちづくり連合会
定山溪連合町内会
八軒連合町内会
八軒中央連合町内会
琴似二十四軒地区連合町内会連絡会
山の手連合町内会
発寒北連合町内会
発寒連合町内会
西町連合町内会
西野地区連合町内会連絡協議会
手稲中央連合町内会
手稲鉄北連合町内会連絡協議会
前田地区連合町内会連絡協議会
新発寒地区連合町内会連絡協議会
富丘西宮の沢連合町内会連絡協議会
稲穂金山連合町内会連絡協議会
星置地区連合町内会連絡協議会
北海道警察
札幌市社会教育委員会（委員）
札幌市議会（副議長）
札幌市議会（財政市民委員）
札幌市教育委員会（教育委員）

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団 体 名
札幌市（市長）
札幌市（副市長）
札幌市（保健福祉局長）
札幌市（環境局長）

札幌市民憲章推進会議会則

(最近改正 平成 28 年 5 月 30 日)

(名称)

第 1 条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第 2 条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

2 構成員の補充は構成員 3 名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。

3 この会議は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

(役員)

第 4 条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1 名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

2 前項の役員は構成員の互選による。

3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。

ただし、職務上の事由による場合は、前条第 2 項ただし書きの規定を準用する。

(役員の任期)

第 5 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 6 条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。

4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、議長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則の改正に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。

3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。

4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。

3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。

4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。